



高 第 9 6 1 号
令和 2 年 8 月 2 5 日

介護支援専門員法定研修
受講予定の皆様

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な
取扱いについて (通知)

皆様方におかれましては、日頃介護支援専門員として介護保険制度の適正な運用に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

介護支援専門員の法定研修については、別添の令和2年2月25日付けの厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて」を受け、中断・延期していましたが、9月から段階的に指定研修実施機関での研修を再開する予定です。

このことを受け、更新研修の開催がないため、更新時期を過ぎてしまう介護支援専門員について、資格を喪失しない取扱いをする期間を下記のとおり定めます。

今後開催される研修を受講・修了後に更新申請の手続きを速やかに行うことで有効期限を遡り、発行する取扱いを行います。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響等で研修が計画通り実施出来ない場合には、取扱期間を延長する場合がありますことを申し添えます。

記

対象者の有効期間満了日	令和2年2月25日～令和4年3月31日
資格を喪失しない取扱いの期間	有効期間満了日から2年間
延長される有効期間満了日	令和4年2月25日～令和6年3月31日

※1 ただし令和2年2月25日～5月31日までに満了日を迎えた専門I未受講者及び再研修対象者は除きます。

※2 主任介護支援専門員資格保持者の場合は、上記の取扱いは介護支援専門員及び主任介護支援専門員双方の有効期間満了日が対象になります。

※3 研修修了後に臨時的取扱いとして更新手続きをする際は、別紙「介護支援専門員証有効期間更新交付申請添付書」を併せて提出してください。

【参考】

研修再開後に受講する研修

有効期間満了日		令和 2 年 2 月 25 日～5 月 31 日	6 月 1 日～
初回更新	専門 I 受講中の方※1	専門 I の未修了部分と専門 II	
	専門 I 受講済の方	専門 II	専門 II
	専門 I 未受講の方	再研修※3	専門 I・II
2 回目以降 更新	専門 II 受講中の方※1	専門 II の未終了部分	
	専門 II 未受講の方	専門 II	専門 II
	主任更新未受講の方※2		主任更新
実務未経験	未経験更新研修受講中の方※1	未経験更新研修の未終了部分	
	更新研修未受講の方	再研修※3	未経験更新研修

※1 現在、法定研修を受講中で、研修が中断している方は研修再開後の受講により更新手続きが可能です。(他県での受講を含む)

※2 主任介護支援専門員更新研修は主任としての満了日が 6 月 1 日以降の方です。

※3 令和 2 年 5 月 31 日までに満了日を迎える初回更新及び実務未経験で受講申込みをしていない方は、再研修を受講することとなり、逆りの発行は行いません。

※4 再研修を受講中の方には臨時的取り扱いは適応されませんので、研修修了後に介護支援専門員証の発行手続きをしてください。

【別添】

事 務 連 絡
令 和 2 年 2 月 25 日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局振興課

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な
取扱いについて

今般の新型コロナウイルス感染症への対応のため、介護支援専門員等の法定研修に定めのある介護施設での実習等に支障が生ずる場合も考えられます。

このような場合には、法定研修の主催者である都道府県の判断により、以下の対応を取ることが出来ることとします。

- 法定研修を延期・中止する
- その結果、本来の資格更新時期を過ぎてしまう主任介護支援専門員や、介護支援専門員については、都道府県が認める期間内は資格を喪失しない取扱いとする

については、本事務連絡について、管内の関係者に広く周知をお願いします。

【担当者連絡先】

厚生労働省老健局振興課人材研修係 川部、原

TEL : 03-5253-1111 (内線 3978、3936) FAX : 03-3503-7894

Mail : shinkou-jinzai@mhlw.go.jp

(臨時的取り扱い)

介護支援専門員証有効期間更新交付申請添付書

年 月 日

介護保険法施行規則第113条の26の規定により介護支援専門員証の有効期間更新の交付の申請にあたり、臨時的取り扱いの対象となる介護保険法第69条の8第2項に規定する研修の課程を修了したので本書を添付します。

(フリガナ) 氏 名	()
登録番号	
介護支援専門員証有効 期間満了年月日(西暦)	年 月 日
対象の研修名	
研修実施機関	
本来の研修終了日	年 月 日
対象となる研修の修了日	年 月 日
対象の研修名	
研修実施機関	
本来の研修終了日	年 月 日
対象となる研修の修了日	年 月 日

- 1 対象の研修終了後、速やかに(研修修了後30日以内)第10号様式「介護支援専門員証有効期間更新交付申請書」に本書を添え交付申請をすること。
- 2 指定研修実施機関発行の研修修了証もしくは修了確認証を添え、交付申請をすること。
- 3 研修再開後に新たに研修を受講した方は「本来の研修終了日」の欄は空欄とすること。